

平成 28 年度 第 2 回

篠山市都市計画審議会議事録

と き 平成 29 年 1 月 11 日 (水)

と ころ 篠山市役所 議員協議会室

篠山市都市計画審議会

平成 28 年度 第 2 回 篠山市都市計画審議会議事録

平成 29 年 1 月 11 日、平成 28 年度 第 2 回篠山市都市計画審議会が召集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成 29 年 1 月 11 日 (水) 13 時 30 分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

2. 出席委員の氏名

田原直樹委員	田中栄治委員	今井進委員	菟原元彦委員
小澤裕也委員	田渕清彦委員	西尾和磨委員	谷舗浩美委員
隅田雅春委員	恒田正美委員	大上和則委員	日高一行委員
藤田宜久委員			

○審議会開催のために出席した者の職氏名

篠山市副市長 平野 斉

上下水道部長 酒井 和正

上下水道部下水道課長 上山 計悟

上下水道部下水道課工務係長 古谷 重樹

まちづくり部地域計画課景観室長 横山 宜致

まちづくり部地域計画課景観室主査 山内 えみ

まちづくり部長 梶村 徳全

まちづくり部地域計画課長 田村 隆章

まちづくり部地域計画課課長補佐 中野 悟

まちづくり部地域計画課都市政策係長 岸本 耕一

3. 会 議

事務局

1. 開会（13時30分）、及び2. 委嘱状交付

事務局紹介の後、委員の退任と就任を報告し、新たに就任する委員の委嘱状を副市長より交付する。

副市長

3. 副市長あいさつ

＝ 平野副市長あいさつ ＝

（平野副市長は他の公務のため退席）

会長

4. 会長あいさつ

＝ 田原会長あいさつ ＝

以降、篠山市都市計画審議会議事運営規則第5条第1項の規定により、会長が議長となり議事を進行する。

委員15名のうち13名の出席があり、篠山市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に掲げる委員の2分の1以上の出席により本審議会が成立していることを確認し、その旨事務局より報告を受ける。

本審議会の公開及び傍聴希望者がいない旨事務局より報告を受ける。

篠山市都市計画審議会議事運営規則第8条第2項により、議事録に署名押印する委員として小澤裕也委員及び恒田正美委員を指名する。

事務局

5. 審議

＝ 事務局より審議事項 篠山都市計画下水道の変更について説明 ＝

会長

事務局からの説明が終わりました。

ただいまから本件について審議を始めたいと思います。

ご意見ご質問をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員

資料 8 ページの図は重要であるので拡大してほしい。

篠山市の人口が何年後に何人になるからこの計画であるということを説明してほしい。

事務局

下水道計画については、篠山市合併以前の平成 4 年に、旧町で計画してきました。

当時、人口は右肩上がりの状況で 6 万人を見込んでおり、それぞれ集合処理の下水道整備を進めてきました。

下水道整備は完了しましたが、近年では人口が減少傾向にあり、また、家庭での節水型機器の普及により、当初計画に対して汚水量が少なくなっています。

篠山市総合計画では、平成 3 2 年度の人口は 4 万 2 千人となっており、下水道においても人口を見直し、現在の統合先の処理能力内での統合を計画しています。

会長

昨年 7 月の都市計画審議会において事前に説明を受けていますが、その時は統廃合に関する説明であり、今回は表記上の変更があるため話が難しくなっています。

ご不明な点があれば、この場で取り上げていただきたいと思います。

委員

資料 4 ページ、3. 下水管渠の変更の説明があり、変更前の汚水の幹線数 2 本で延長 3, 5 6 0 m となっています。

これは城西幹線と 1 号汚水幹線の 2 本かと思いますが、資料 2 ページを見ると、延長はそれぞれ 1, 4 0 0 m と 4 7 0 m となっているので、併せて 1, 8 7 0 m になるが、数値の関係はどうなっていますか。

事務局

元々、篠山処理区と丹南処理区の汚水幹線 2 本の計画としていましたが、今回、兵庫県都市計画課から、篠山処理区、丹南処理区については 1, 0 0 0 h a を受け持つ管渠を計上し、その他の 1, 0 0 0 h a 未満

の7処理区については、100haを受け持つ管渠を幹線として位置づけるよう指導されました。

丹南処理区については、統合することにより1,000haを受け持つ区域となることから、管渠延長が短くなるものです。

委員

9つの幹線について、図示はされないのですか。

事務局

表示が小さいが、資料8ページのとおりです。

丹南処理区については、住吉浄化センターから幹線が伸びていたものを、1,000haを受け持つ排水区域の管渠ということで、延長を削減しています。

会長

多少わかりにくいですので、管渠に関する経緯と延長を書き分けることはできませんか。

都市計画の決定に関しては書く必要はないかと思いますが、具体的にどのようなになっているのでしょうか。

事務局

篠山処理区の城西幹線については480m、丹南処理区の1号汚水幹線については3,080m、合計3,560mが既計画としていたものです。

資料2ページの城西幹線から、延長について説明しますと、城西幹線については、前回の計画では480mであったものを1,400mに変更しています。

1号汚水幹線については、住吉浄化センターから幹線が伸びています。

前回の計画では3,080mであったものが、1,000haを受け持つ排水区域となることから、470mに変更となるものです。

大山処理区から西部処理区については、100haを受け持つ排水区域のそれぞれの管渠7本を追加して延長9,550mを計上しているものです。

委員

統廃合ルートはどこになりますか。

事務局

参考図－１の黒色のラインが、今回統合しようとする赤色で示す排水区域から、それぞれ統合先となる排水区域への接続ルートを示しています。

しかし、今回は、それぞれ追加する区域まで、幹線管渠が延伸する区域はありません。

会長

黒色のラインは資料２ページの中にはあがっていないということですか。

事務局

黒色のラインは接続しようとするルートです。

統合先となる区域と統合しようとする区域を含めて１，０００ha未満となる区域の主要幹線は、処理場から１００haに達するところまでを位置付けるものですから、黒色のラインは資料２ページには計上されません。

会長

主要管渠の定義をはっきりさせていただけますか。

事務局

兵庫県都市計画課との協議において、下水管渠とは、原則として１，０００ha以上の排水面積を受ける管渠を言うものであるが、受け持つ排水面積が１，０００ha未満であっても、処理場に直接接続している地点から最初の分岐点までの、１００ha以上の排水面積を受ける管渠については幹線と位置付けるよう指導されています。

先ほど定義を説明しましたが、資料２ページの城西幹線については篠山処理区に統合する部分、１号汚水幹線については丹南処理区に統合する部分です。

この２つが先ほどの定義の排水区域面積１，０００haを超える処理区になります。

以下、大山１号汚水幹線から西部第１汚水幹線までの７つの統合先と

なる処理区については、排水面積が1,000ha未満の処理区となり、幹線の取り方が異なるということです。

会長

事務局から説明のあった定義にあてはめるとこういう数字になるということですが、そこまでのご理解はいただけましたでしょうか。

下水道自体、非常に我々の生活に身近なものでありながら、なじみがないというもおかしな話ですが、都市計画法の中で、今回、都市計画の変更をしようとしているものについては、下水道の全貌ではなく一部になるわけです。

ですから、具体的に個別に細かい部分まで見ることはできませんので、非常にわかりにくい、そういう感じがします。

しかし、基本的にはお手元の資料の図を見て、この下水道の構図、その統廃合をどのように進めていくかということを前提に、今回の変更をしようとしているということです。

委員

旧西紀町では、神戸の震災の時に急遽、下水道が完成した経過があり、特に西紀南地区では個別合併浄化槽がかなりありますが、今後どのように計画されていますか。

事務局

今回の下水道の統廃合計画については、下水道と言われる集合処理区域のみの統合を考えています。

市内には39集落、個人が設置する小型合併浄化槽という区域もありますが、それについても国の補助事業により進めています。

そういった個別区域については、今回の統廃合の区域に含めていません。

なお、最近では、災害時の考え方として合併浄化槽が効果的ではないかということで、国も見直しをしている状況です。

今回、篠山市としては、集合処理区域間での統合を計画しているものです。

会長

公共下水道の中には特定環境保全公共下水道といったものも含まれますが、今回は公共下水道の部分を扱っているというご理解をいただければと思います。

他にご意見等がございませんでしたら、議案第1号について採決に入りたいと思います。

議案第1号について、原案のとおりご賛同いただける委員の挙手をお願いします。

出席者多数の挙手をいただきましたので、議案第1号は可決しました。

続きまして、諮問第1号 篠山市景観計画の変更について審議に入りたいと思います。

本件につきまして、事務局より説明願います。

事務局

= 事務局より審議事項 篠山市景観計画の変更について説明 =

会長

事務局からの説明が終わりました。

ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員

資料47ページの大手公共的景観創出ゾーンについて何点か質問ですが、篠山市が日本遺産になることによってデカンショ館が建設されることになり、現在、入口の門が建設されているが、その隣にデカンショ人形、モニュメントを設置して、近々オープニングの式典があると聞いています。

あの屋根についてですが、この計画では和瓦を使用することとなり、周辺と調和するよう配慮することとなっているが、何故銅板にされたのか。

また、こういった地区では自然系の素材、木材を用いるようになっていたかと思いますが、鉄骨で作られています。今後、木目調に塗装されると

しても。

それと、4面をガラス張りのようにして、中のデカンショ人形が見えるようにすると聞いていますが、ガラス等を使用する場合、周辺景観との調和を図るとなっているがどうなるのか。

市の設置する公共物に以上3点の、違反ではないが、指摘について相談があったのか、お示しいただきたい。

事務局

実際の運用上、母屋を中心に指導しており、附属屋や倉庫については、ある程度緩やかな基準の運用を行っています。

ご質問の件は、工作物となっており、事前に協議があり、色彩については配慮していただきましたし、金属屋根ではありますが、ガラス張りで人形を飾られて、照明設備も入るようですので照明灯の役割もある程度果たすということで、工作物として指導しています。

銅板については、母屋の主要な部分は瓦であっても下屋部分や茶室の軒等では銅板が実際に使用されている場合もありますので、全体としてまちなみに配慮して色彩も考慮していただいております、下は石積みにしてあり、門との関わり合いで、トータルにデザインされたものとして、基準に合っていると判断しています。

委員

それは苦しい言い訳ではないか。

市が景観計画を言いながら、市が作成するわけではないが市の委員会が作成する構造物について、配慮されているとは思いますが、今回新しく作るのであれば、瓦葺が一番この地域には合っているのではないか。

柱も鉄骨にせず、今の技術なら木造でも、ガラスの設置は十分できるのではないかと思う。せめて板を貼るとか。

苦しい説明ではないかと個人的には思います。

会長

この審議会にとって重要なご指摘が含まれているかと思います。

景観基準を定めておきながら、市が関与する物に対してそれが適用されないとすれば、それは問題であるというご指摘です。

それをどうするのかというと、それは現場にお任せするしかないのですが、その点に関しては、ぜひこの場で確認しておきたいというご主旨ではないかと思いますが、そのあたりについて、改めてコメントをお願いいたします。

事務局

今回の案件につきましては、担当部局に対し、この景観計画に基づいて、指導をしております。

今、承りました意見につきましては、持ち帰らせていただき、設置担当部局へ繋がせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

会長

個人的に重要なご指摘だと思いましたが、どこの自治体でもありがちであるということです。

一方では景観基準を決めながら、たまたま市の他部局がやったものがそれに適合していないので、担当の方も苦慮していたと、そういうことでもありますので、そこは意外に抜けてしまうことがありますので手続きが必要ではないか、そこまではおっしゃっておられませんでしたけれども、そういうご主旨とも取れるご発言でしたので、ぜひご検討いただきたいと思います。

委員

歴史的地区について2点お聞きしたい。

福住歴史地区区域図（案）に赤線で示される重要伝統的建造物群保存地区は理解できます。

今回、歴史地区区域を、北は靫井川を、南は山を境に設定されているのですが、伝建地区外の建物が入っており、詳細にわたって規制が加えられています。

建物の所有者が、今後、増改築をする場合、伝建地区ではないのにかなり厳しい条件で施工しなければなりません。

伝建地区の場合は補助があり、今回の件もいくらか補助はありますが、精神的な面も含めて、どのように調整していくのか、少し心配な点があ

ります。

もう1点は、景観計画に太陽光パネル設置について書かれていることについて、福住の場合は伝建地区、歴史地区も含めて、東西に長い地域ですが、太陽光パネルが屋根でなく空き地に設置される場合が、今後あるのではないかということを危惧しています。

近年、集落で空家が増えてきて、取り壊されると更地になり、そこに太陽光パネルの設置が進められるとなると、篠山が持っている伝統的な原風景が一変します。

そのあたりを何らかの形で規制していくことも必要ではないかと思いますが、何か考えはありますか。

事務局

1点目について、福住地区の歴史地区指定をするにあたって、一番危惧されているのは、地元の皆さんにどれだけこの基準を理解していただけるかであるというご指摘をいただきました。

この基準については、来年度にわかりやすいパンフレットを作成し、また、今後の手順の中でも、パブリックコメントや、必要となった場合には福住での説明会等を通して、周知を図っていきたいと考えております。

当然、篠山城下町地区、上立杭地区も踏まえたパンフレットを作成し、周知を図っていくことを考えております。

修景助成については、歴史地区を設定した場合でも建築自体は可能ですが、伝統的な材料を使用し、基準に合致するように修景していただいた場合に補助していこうというものです。

現在、福住は地区指定されておられませんので、そういった補助が出ないのですが、今回の歴史地区指定と併せ、城下町地区や上立杭地区で修景した場合に助成する制度を福住地区でも適用させて、修景にご協力いただいた場合、補助する仕組みを作っていこうというものです。

2点目について、太陽光は難しい問題ですが、屋根に設置する分については、重伝建地区では見えにくい部分に設置するようになっており、表通りから見た場合に見えにくくなっています。

歴史地区では、色合いからみると黒っぽい色合いになりますので、屋根の部分は面積も限られるため、特に禁止ということはしていませんが、重伝建地区と同じように見えにくい位置に設置してもらうよう指導しています。

土地に設置することについては国も認めており、農用地でも設置できることとなっていますので、原則禁止ということは難しいのですが、篠山市では平成27年10月から景観ガイドラインを定めており、景観的に配慮していただくよう指導を行っています。

これは、現在、兵庫県でも検討されており、市町村としては早い時期で、規模も500㎡以上が申請対象規模になる制度となっており、全国的にも評価されていますので、当面はこの景観ガイドラインで指導していきたいと考えています。

福住の歴史地区の設定に伴い、パンフレット等により、この景観に配慮し、調和しないものは避けていただくことの重要性について、地域住民の啓発に繋げていきたいと考えています。

委員

説明のあった、上立杭、城下町と同じ歴史地区といっても、福住は少し違うのではないか。

上立杭、城下町はそこで生活を営む、商売をする環境があります。

福住の場合は、いくらかはあるかもしれませんが、住んでいる人のメリットを考えた場合、見せるだけで負担になっても生活の足しになることが少ないように思います。

それだけ守っていくことは難しいし、現在の篠山市の人口が4万2千人と聞いたが、議会では何年か先には3万人との試算もされていたのではないかと思うが、そのような中で若者が流出し、住みにくい地区になり、管理ができなくなるのではないかと思います。

補助金の話も出ていたが、若者が継続して住んでいけるような体制を十分に考えていかなければ、上立杭や城下町が成功しているからといって、福住も同じではないと思います。

観光客を呼んで商売する所と、ただ見せるだけの所は違うと思います。

もう1点、図面の中で、ローソンの前の農工団地はなくなりましたか。

事務局

農工団地については、直接の担当部局ではありませんので、正確な答弁ができませんが、篠山市の方針からは外れたというふうに認識しております。

ただ、指定が残っているかどうかについては把握しておりません。

委員

それが、先ほど委員からの発言があった横の連携が取れていないというわけではないかと思えます。

部長会議をされているはずですから、歴史地区の話をしているなら、農工団地の指定が外してあるか等を確認しておくべきである。

片一方で景観を守ると言いながら、もう一方では工場を誘致するというのは、理解しがたい行政であると思えます。

会長

ただいまのご発言は、ご意見としてお聞きしなければならない点がたくさんあるかと思えますが、最後の部局間の連携、縦割りにならないよということは大変重要なことですので、今後とも十分ご配慮いただくことといたしまして、全国の町なみ保全として非常に重要な、例えば伝建地区になっても、最初は盛り上がるのですが、その後、熱気が冷めていくというようなことがないわけではなく、今回もそういうことにならないように手立てを講じてほしいということであったと思えます。

これはかなり難しく、全国的な課題であると思えますし、この審議会にかけた成果であると思えますので、今後の進め方については十分に検討していただきたいと思えます。

委員

資料1-1の一番最後に、2方向以上の勾配屋根とするとありますが、抽象的でわかりにくいので、福住地区のように入母屋、切妻屋根というようにはっきり謳った方がわかりやすいのではないかと思えますが、何か理由があるのでしょうか。

資料1-1の5ページの本明谷、小野新、小野奥谷が歴史地区から外

事務局

れた理由がわかりにくかったのですが、特に小野新、小野奥谷の字界で明確な区分がよいというのがわかりにくいのですが補足説明をお願いします。

字界の方について、今は安田の字界で区切っていますが、ここは飛地が多く入り組んでおり、一番明確な所で、また、桂並木が国道沿いに植わっていますが、その植栽されている区域とも調和しており、実際、現地調査で確認しました。

視覚的には街路樹の分布状況であること、隣接地に既存の建物が立地していること、ローソンを挟んで交差点として向かい合う飛地を含めた所が安田の字境であるラインとなっており、靱井川まで繋ぐ形にしています。

屋根の形状について、福住は入母屋と切妻しかないのですが、最近はや棟型が増えてきており、当然、城下町でも増えてきています。

まちなみに配慮する意味から言いますと、関西では切妻、入母屋というのが望ましいのですが、実際には2方向の屋根でもへの字や段違いに2方向に傾斜している場合もOKしております。

その意図は、街道などから見たときに陰影をつけて、重厚感ある大地に根ざしたものにしたいということです。

軒を出していただくことにより壁面が陸屋根のように見えるのではなく壁面に影ができます。

遠景や向かいの通りから見ますと非常に落ち着いた景観になります。

それを重視して城下町等も指導していきたいということで運用していますが、片流れですと、傾斜していない側がビルと同じような陸屋根に見えてしまう、それは避けて凹凸をつけることで壁面に陰影をつけて重厚感を出すことが景観上のポイントであると考えています。

今まで傾斜屋根の基準で、2方向以上と指導してきたのですが、実際にはへの字型があり、段違いの傾斜屋根がありというように多様になっていますので、切妻や入母屋といった屋根の形状まではなかなかできなかったということです。

このため、城下町地区は2方向の傾斜屋根の基準にしています。

ただし、その反省を踏まえて、福住については重伝建と同じような形の入母屋、切妻というのを原則にさせていただいて、運用していきたいと考えています。

委員

お願いが1点と、今後の課題、検討していただきたいことが1点あります。

まず、お願いとしては、景観計画の変更について、今後こういう変更があるときには、資料は変更箇所だけではなく、全体をつけていただきたいということです。

景観計画は、全体の大きな流れの中で、その場所の景観の価値や基本的な考え方を示した上で、どのような景観計画にして、どのような基準でということが一連の流れになっていますので、切り取られて、そこだけ示されると、この記述でいいのか、この内容でいいのか、判断できませんので、審議の時には全体がわかるものを用意していただきたいです。

今後の課題として、今回、福住が重伝建に指定されたということで、篠山市の景観の重要な場所として、いろいろな指定が上がってきているのですが、景観計画全体の中で、福住の景観の特徴や重要性がどこに書いてあるかという、実は前半に何も書いていない。少しだけそれらしい記述が数行出てくるだけで、福住だけを取り上げて、そこ独自の景観の重要性や特徴というものを、どこにも示していない状態で基準が決められています。

前半で重要性や特徴を何も説明しないまま、後半でよりレベルの高い基準で、より厳しい規制をかける歴史地区に指定されていることが出てくるということは、景観計画全体の流れとして、バランスが取れていない状態であると思います。

今回の変更では間に合わないと思いますので、今回は出して頂いている内容で、既成の計画、基準の部分についてはお認めしましょうということなのですが、今後、景観計画の基準、規制を決めた根本になる基本的な考え方を前半にもっと盛り込んでほしいということを課題としてあ

げておきたいと思います。

具体的に言いますと、目次で言いますと第3章で景観計画の基本的な考え方を示されており、どういう特徴があるのか、どういう重要性があるのか、市民にとってどういう価値があるのかということを示された上で計画、基準、規制になっています。

特に城下町については、非常に細かく書いてあります。

福住は前に策定したときに抜けていましたし、上立杭も抜けていると思いましたが、旧街道沿いの景観というものは、この第3章 2. 領域ごとの景観形成の考え方のところ、項目を一つ増やしてもいいくらいの重要な内容ではないかと思えます。

街道沿いや宿場町の景観といった記述が、少しだけしか出てこない、この部分を、今後キチンと示していただき、市として福住の景観にはこういう特徴があって、こういう重要性があって、だからこういう計画、基準があるという流れを、今後の見直しの中でお示し願いたい。

今回の変更内容には異論はありません。

会長

本計画だけではないですが、既存の計画の変更のあり方といいますか、変更の際の作法のような、今後の課題として残っていることのご指摘であったと思いますので、そのあたりについてはよろしく願います。

会長

それでは、これ以上ご意見もないようですので、諮問第1号篠山市景観計画の変更は、これはこのように変えないと大問題であるというようなご指摘はなかったかと思えます。ただ、こう変えた方がいいのではないかとご提案も含めて、今後の運用に対する懸念、危惧に関してはいくつかご意見をいただきました。

それは原案そのものではなく、どう進めていくかということにも関係していますので、今日の審議会の意見としてとりまとめていきたいと思えます。

それを前提に、変更案として2点あったかと思えますが、それも含め

て、原案のとおりで異議がなければ、その旨を答申した上で、先ほど申し上げた意見を審議会の意見として附して、検討をいただく形にしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

異議なし

会長

ありがとうございます。答申書の作成については、会長と事務局とで相談させていただきますので、会長に一任とさせていただきます。

これをもちまして本日の審議を終了します。

6. その他

会長

委員の皆様方から特に協議事項がございませんでしょうか。

意見なし

会長

進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局

= 事務局より今後のスケジュールについて説明 =

7. 閉会

事務局

= まちづくり部長あいさつ =

閉会（15：20）